

令和8年度入札・契約制度の改正等について

令和8年4月1日以降に本局が発注・契約する建設工事等に係る入札・契約制度について、次のとおり実施いたします。

1 令和8年度郡山市上下水道局工事等請負契約約款及び委託契約約款の改正について

本局では、工事等請負契約約款及び委託契約約款を制定しておりますが、令和8年4月以降の契約について、令和8年度の約款が適用されます。市ウェブサイトに掲載いたしますので、契約締結前に内容をご確認ください。なお、今年度から工事と修繕について一本化しておりますのでご留意願います。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>上下水道局の入札・契約>契約関係様式

2 制限付一般競争入札の対象範囲について

本局ではこれまで、建設工事、修繕及び工事に伴う委託の契約において、設計金額が1,000万円以上のうち、郡山市上下水道局契約審査会の審議を経て上下水道事業管理者が指定した案件を制限付一般競争入札に付しておりましたが、令和8年度から制限付一般競争入札の対象となる範囲を以下のとおり変更します。

また、建設工事においては、案件ごとの個別公告にて、入札に参加する者に必要な資格として、「等級別格付」及び「総合点」を記載しておりましたが、令和8年度は原則として、「等級別格付」の記載はしないことといたしました。

個別公告にて、入札に参加する者に必要な資格をよくご確認ください。

発注区分	制限付一般競争入札対象	
	変更前（～R8.3.31）	変更後（R8.4.1～）
・建設工事、修繕 ・工事に伴う委託	設計金額 1,000 万円以上	設計金額 1,500 万円以上

3 総合評価方式の見直しについて

総合評価方式について見直しを行いました。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>上下水道局の入札・契約>入札契約制度に関するお知らせ
>お知らせ（上下水道局関係）>建設工事総合評価方式の実施について

4 工事費内訳書について

法律の改正により、令和7年12月から、工事費内訳書について材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費の内訳を記載しなければならないとされ、また発注者はその内容の確認その他の必要な措置を講じなければならないとされました。本局においても、引き続き、工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後その理由の確認を行う場合があります。

なお、工事費内訳書に記載すべき費目に記載もれがあった場合には無効となりますので、記載もれのないようご注意ください。

また、契約時に提出する請負代金内訳書についても同様に明示することが必要となりました。

詳細については、市ウェブサイト及び「労務費に関する基準ポータルサイト」(国土交通省)をご確認ください。

掲載場所

ホーム>しごと・産業>入札・契約>上下水道局の入札・契約>入札契約制度に関するお知らせ
>お知らせ(上下水道局関係)>入札金額の内訳書における労務費等の明示について

【問い合わせ先】

上下水道局総務課 契約係

TEL:024-932-7643